

第 91 号議案

豊後大野市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

豊後大野市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

引込工事及び宅内工事における一般加入者又は法人等加入者の負担金について、設置しようとする建物等の種別に応じて負担額が変わるように改めたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市ケーブルテレビ施設条例（平成 22 年豊後大野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「市が負担する」を「規則で定めるところにより、加入者又は市が当該費用の全部を負担する」に改め、同項第2号中「一部を負担し、その残額を市が負担する」を「一部又は全部を負担する」に改める。

第9条第2項第1号中「1世帯につき一の宅内設備に係る標準工事の費用は市が負担し、それ以外の工事の費用は加入者が負担する」を「規則で定めるところにより、加入者又は市が当該費用の全部を負担する」に改め、同項第2号中「一部を負担し、その残額を市が負担する」を「一部又は全部を負担する」に改める。

第10条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、規則で定めるところにより、これを市の負担とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のケーブルテレビ施設条例第 8 条から第 10 条までの規定は、この条例の施行日以降に加入申込を行い受理されたものから適用し、施行日前に加入申込を行い受理されたものについては、なお従前の例による。